

変わります

# 高齢者福祉事業と介護保険制度

## 敬老祝金 支給金額が変わります

市では、長寿のお祝いとして、敬老祝金を9月に対象者へ支給しています(100歳の人のみ誕生日に支給)が、平成27年度から支給金額の一部が変わります【表1】。また、敬老祝金の支給に併せ、新たに記念品も贈呈します。



【表1】

対象者	平成27年度からの支給金額	現行の支給金額
90歳	2万円	5万円
95歳	3万円	7万円
99歳	5万円	10万円
100歳	10万円(変更なし)	10万円
101歳以上	5万円	10万円

## 敬老行事の補助 対象年齢を引き上げます

行政区などで敬老会などを開催した場合、実施者に対し、年1回1人当たり2千円を補助しています。平成27年度から段階的に対象者の年齢を引き上げます。

- 対象年齢
  - ▼これまで 75歳
  - ▼平成27年度 76歳
  - ▼平成28年度から 77歳

なっています。主な改正点は次のとおりです。

- ①保険料の見直し
 

65歳以上(第1号被保険者)の保険料は、今後3年間で必要な介護サービス費用を賄える基準額を基に、所得に応じて定められます。今回、所得水準に応じ、よりきめ細かに保険料を設定する観点から、保険料の標準段階を6段階から9段階に見直しています【下表】。
- ②特別養護老人ホーム入所基準の見直し
 

特別養護老人ホームの新規入所は、原則要介護3以上に限定されます。ただし、自宅で日常生活を営むことが困難で、やむを得ない事由がある場合は、特例として要介護1・2でも入所が認められることがあります。

## 介護保険制度が 4月から変わります

介護保険制度では、3年ごとに計画を見直します。このほど、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画を策定しました。新介護計画では、超高齢化社会の到来を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりや、円滑な介護保険制度の運営などを目指した計画と



③要支援1・2の介護サービスの見直し

## 家族介護用品支給券の 支給月額が変わります

在宅の寝たきりの高齢者など、常時紙おむつなどを必要とする人がいる世帯に、介護用品支給券を交付して



【表2】

支給区分	平成27年度からの支給月額	現行の支給月額
住民税課税世帯	2千円(変更なし)	2千円
住民税非課税世帯	介護度未認定 要支援1~3	5千円
	要介護4, 5	8千円

います。この支給月額を一部変更します【表2】。

## 市で実施している 主な高齢者福祉事業

●外出支援サービス  
在宅の歩行困難な障がいがある人など、公共交通機関の利用が困難な人に、福祉車両で外出を支援します。利用料金は1キあたり100円で、片道30キ以上は10キにつき150円です。福祉車両の貸し出しサービスは無料(燃料は自己負担)となります。

●利用対象 身体障がい者や要介護認定などを受け、他人の介助が必要で、単独でタクシーや公共交通機関を利用することが困難な人



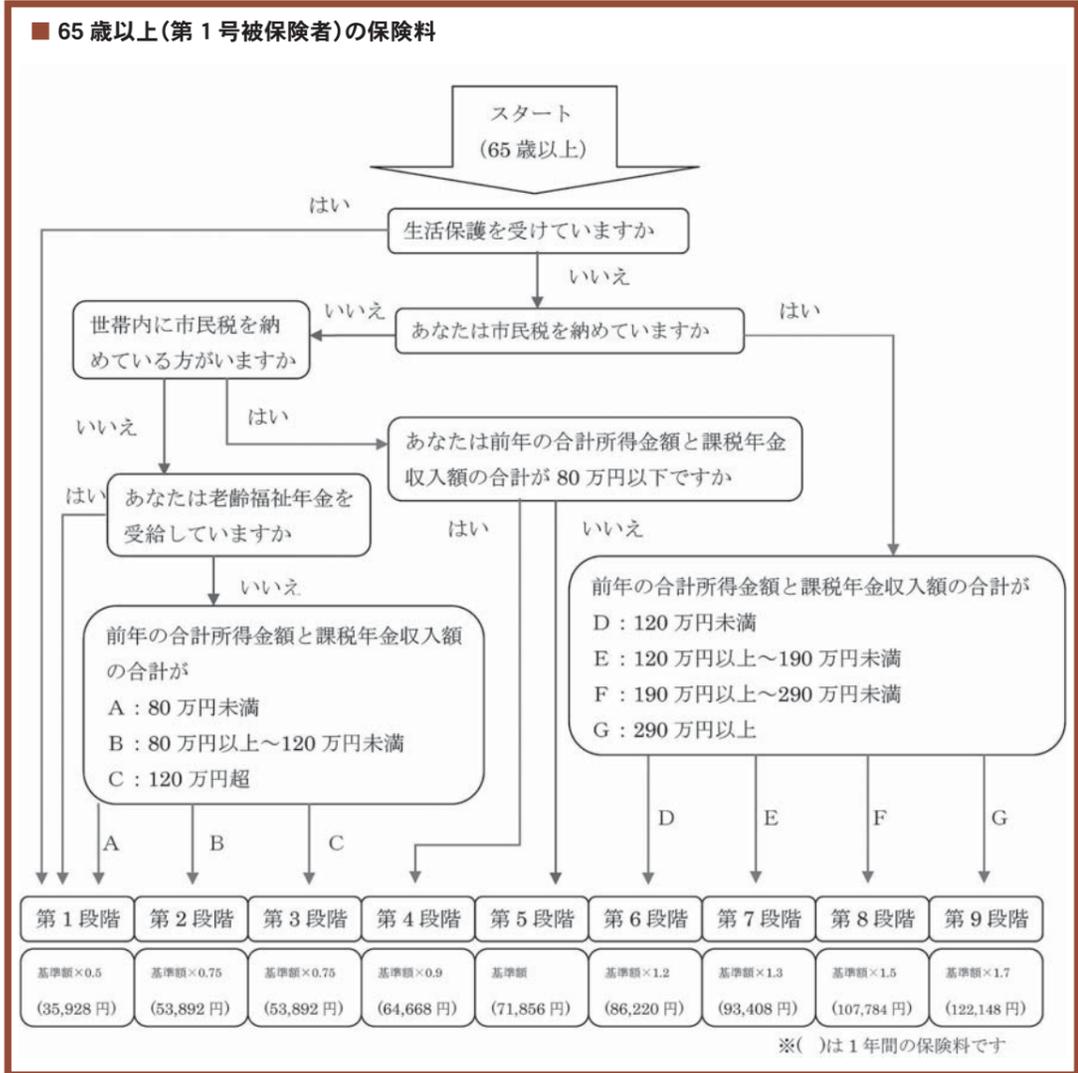
【利用の範囲】福祉車両の利用の範囲は次の通りです。①障がい者などの社会参加活動や各種行事への参加②病院への通院、入退院③社会福祉施設への通所、入退所など

●軽度生活援助事業  
軽易な日常生活を援助します。利用料金は生活・家事援助は1時間当たり225円。その他の生活援助は1時間当たり100円となります。

【利用対象】おおむね65歳以上の1人暮らし、高齢者のみの世帯などで、日常生活上の援助が必要な人。  
※要支援、要介護認定者は、原則介護保険サービスを優先します。

【生活援助の内容】①生活・家事援助 ②食事・食材の確保、家庭内の整理・整頓など③その他の生活援助 ④家の周りの手入れ、軽易な修繕など

●配食サービス事業  
調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食



介護認定区分が要支援1・2の人の介護サービス(デイサービス・ホームヘルパー)は当面の間、現行のまま介護サービスを利用することが

きますが、平成29年4月をめどに利用方法が大きく変わります。詳細については見直される際にあらためてお知らせします。

【問い合わせ】福祉事務所  
長寿介護課(長寿社会係・介護給付係)  
☎0220(58)5551